不育症検査費用の助成について

川崎市では、既往流死産回数が 2 回以上の不育症に悩む方に対し、対象となる検査に要する費用の一部を助成します。

費用の助成はすべて償還払い(一旦費用を医療機関等の窓口でお支払いいただき、後日市へ申請し、払い戻しを受ける)により行います。

<助成の対象> 次の項目を全て満たす検査の費用です。

- 申請日時点に川崎市に住民登録があること
- 流死産検体を用いた遺伝子検査(次世代シーケンサーを用いた流死産絨 毛・胎児組織染色体検査)
- 抗ネオセルフβ2グリコプロテイン I 複合体抗体検査※その他の検査費用は助成対象外となります。
- 厚生労働省ホームページ「先進医療を実施している医療機関の一覧」の先進医療 A 24 番(流死産検体を用いた遺伝子検査)、A29 番(抗ネオセルフβ 2 グリコプロテイン I 複合体抗体検査)に記載された医療機関で受けた検査であること。

川崎市不育症検査費用 助成事業ホームページ



厚生労働省ホームページ



※助成対象の検査は変更になる可能性があります。最新の情報は川崎市ホームページをご確認く ださい。

<助成内容>

対象となる検査について、<u>1回あたり 60,000 円を限度</u>として検査費用の助成を行います。ただし、<u>医療機関にお支払いした費用の 7 割に相当する額(1,000 円未満は切捨てます)が、60,000</u>円未満の場合は、医療機関にお支払いした費用の 7 割に相当する額を助成します。

<申請方法>

申請する検査ごとに申請書を含む必要書類(裏面の<必要書類一式>)を作成いただき、申請期限内に申請書送付先へご提出ください。

<申請書送付先>

郵送で、下記までご提出ください。

〒210-8577 (市役所専用郵便番号ですので住所は省略できます)

川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 母子保健担当 不育症検査担当宛て

<申請期限>

検査を終了した日(検査結果が確定し、検査結果の通知を受けた日)から30日以内(必着)

<申請書類一式>

<中請者規一式 >		
	書類名	説明
1	『川崎市不育症検査費用助	・申請書到着後3か月程度で、郵送で結果を通知します。
	成事業 申請書』	・転居予定がある場合は、備考欄に転居先住所を記載してく
	・川崎市ホームページから印刷し	ださい。
	てお使いください。	
2	『不育症検査費用助成検査	・検査を実施した医療機関で発行を受けてください。
	受検証明書』	
	・川崎市ホームページから印刷し	
	てお使いください。	
3	 申請者の『住民票』の写し	・マイナンバー、続柄の記載のないものをご提出ください。
		・発行日から3か月以内のものに限ります。
4	 医療機関が発行する『領収	・領収書のコピー等、病院が領収した事実が証明されている
ľ	書』のコピー 等	書類の写しをご提出ください。
		max so de a mem vice so
5	『海帳又けもらいシュナ	・振込先の根拠資料として、添付してください。
2	『通帳又はキャッシュカー ド』 のコピー	・振込先の根拠負料として、添付してくたさい。 ・支店名、口座番号、口座名義人が確認できる部分のコピー
		・文店名、口座番号、口座名義人が確認できる部分のコピー ・ゆうちょ銀行は、振込用の店名、預金種目、口座番号の部分
		・ゆりらよ戦1]は、派及用の店石、原金俚日、口座番号の部分 をコピー